3　特別清算手続の期間
⑴　特別清算手続は平成22年10月31日までとする（以下「清算期間」という）。
⑵　特別清算会社は、清算期間内に協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行い、すべての清算業務を完了する。
⑶　客観的で相当な事由がある場合において清算期間を変更する必要があると特別清算会社が判断する場合は、協定債権者の意見を聴取した上で裁判所の許可を得て、その限度において清算期間を変更することができる。
第２　別除権付債権
本協定における別除権付債権とは、特別清算会社所有の不動産その他の資産について担保権を有する債権で、平成22年８月31日（特別清算手続開始決定日）までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。特別清算会社に対する各債権者の債権のうち別除権付債権はない。
第３　一般債権
１　定義
本協定による一般債権とは、別除権付債権、共益的債権及び優先債権に該当しない協定債権をいう。
２　一般債権の弁済
⑴　弁済
①　協定債権者のうち、しのぶ台ニュータウン共用施設維持管理組合法人については、その債権全額を支払う。
②　上記①の支払いを完了した後、各債権者に対し、清算人費用、その他公租公課、特別清算手続に必要な費用等を除いた残額を弁済原資として、平成17年３月28日付け「事業再建計画」上の各金融機関債権者の非保全債権額（後記「非保全債権額一覧」の通り。）に応じて按分して支払う。
⑵　放棄
⑴の弁済時に、残余の一般債権については、すべて免除を受ける。
３　一部の債権者の有する債権の放棄
以下の債権者（特別清算会社の関係会社）は、本協定認可決定確定を条件として、一般債権をすべて放棄する。
高木産業株式会社
第４　共益的債権及び優先債権
協定債権者の共同利益のためにする裁判上の費用、清算業務遂行に要する費用などの共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権、裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時弁済することができる。
弁済対象債権額一覧
東京都千代田区麹町三丁目４番地
トラスティ麹町ビル７階
アイ・アール債権回収株式会社
債権額　247,189,961円（東邦銀行分）
112,330,115円（第四銀行分）
東京都千代田区大手町一丁目２番４号　大手町パルビル２階
アビリオ債権回収株式会社
債権額　115,933,367円
福島県会津若松市中央一丁目１番30号
会津商工信用組合
債権額　57,118,271円
福島県会津若松市宮町７番42号
高木産業株式会社
債権額　37,823,182円
福島市上鳥渡字しのぶ台５番地の14
しのぶ台ニュータウン共用施設維持管理組合法人
債権額　1,200,000円
弁済対象債権額合計　571,594,896円
非保全債権額一覧（平成16年11月30日現在）
アイ・アール債権回収株式会社（東邦銀行分）　237,258,916円
アイ・アール債権回収株式会社（第四銀行分）　108,692,015円
パル債権回収株式会社　109,704,388円
会津商工信用組合　93,650,087円
非保全債権額合計　549,305,406円
福島地方裁判所会津若松支部

監督命令

平成２２年（再）第１２号
札幌市中央区宮の森１条14丁目２番15号
再生債務者　菅野　勝博
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　札幌市中央区大通西10丁目ライオンズマンション第５大通1003号　菅野直樹法律事務所　弁護士　菅野　直樹
平成22年10月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再）第１０１号
東京都千代田区外神田１丁目２番12号
再生債務者　株式会社ラ・パルレ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区神田須田町１―16本郷ビル８階　みどり法律事務所　弁護士　厚井乃武夫
平成22年10月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１０３号
東京都新宿区若松町15番６号
再生債務者　株式会社理論社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区八重洲２―８―７福岡ビル９階　阿部・井窪・片山法律事務所　弁護士　佐長　　功
平成22年10月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第８号
岐阜県岐阜市水海道２丁目５番３―301号
パピヨンＫＹＯＥＩ
再生債務者　阿知波吉仁
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区金山１―９―17金山スズキビル８階　金山総合法律事務所　弁護士　渥美　雅康
平成22年10月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２２年（再）第９４号
愛知県名古屋市中村区名駅３丁目25番９号
再生債務者　株式会社インフォニックス
１　決定年月日時　平成22年10月５日午前９時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月４日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年12月８日から平成22年12月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第９７号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目５番地９
再生債務者　成幸建設株式会社
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後２時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年12月７日から平成22年12月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１００号
東京都葛飾区東立石１丁目17番３号
再生債務者　株式会社アオキスイーパー
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後６時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月４日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年12月８日から平成22年12月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１０２号
東京都江東区大島１丁目21番３号
再生債務者　株式会社イチフジ
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月４日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年12月９日から平成22年12月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２１年（再）第３号
北海道標津郡中標津町北中１番地29
再生債務者　株式会社豊明神馬建設工業
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年10月４日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年10月５日　　釧路地方裁判所民事部